

建設業法改正による監理技術者資格者証等が必要な工事の拡大について

「建築士法等の一部を改正する法律」(平成 18 年 12 月 20 日公布)により、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習を受講した監理技術者の配置対象範囲が、個人住宅を除くほとんどの工事に拡大されます。

この規定は、公布日から2年を超えない期間内の政令で定める日(政令はまだ公布されていません。)から施行されます。

このため、民間発注の建築一式工事等を請け負う特定建設業者にとっては、監理技術者となる資格を持つ社員の方々について、監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習の受講(講習修了証の交付)を計画的に進める必要が生じます。

【改正規定施行後の監理技術者制度の解説】

1. 監理技術者を置かなければならない工事(従前どおり)

特定建設業の許可業者が、発注者から直接、請け負った建設工事の一部を下請業者に施工させる場合で、下請代金の総額が建築工事業では4,500万円以上、その他の業種では3,000万円以上となる場合に監理技術者を配置しなければならない。

2. 監理技術者等の現場専任制(条文の表現が変わったものの内容は従前どおり)

次の条件、規模に該当する工事に配置される監理技術者、主任技術者は、現場専任でなければならない。

公共性のある施設・工作物、または多数の人が利用する施設・工作物に関する重要な建設工事(以下のとおり、個人住宅を除くほとんどの施設・工作物の工事が対象)

イ. 国または地方公共団体が発注する工事

ロ. 鉄道、道路、橋、護岸、ダム、河川、飛行場、港湾、運河、上水道、下水道、消防施設、水防施設、電気事業用施設、ガス事業用施設などの工事

ハ. 学校、図書館、美術館、寺院、工場、倉庫、病院、市場、百貨店、事務所、ホテル・旅館、共同住宅、公衆浴場、ごみ処理場、熱供給施設、石油パイプライン事業関係、電気通信事業関係施設などの工事

工事の一件の請負代金が、建築一式工事で5,000万円以上、その他の工事で2,500万円以上のもの

3. 監理技術者に「監理技術者資格者証の交付」および「監理技術者講習の受講」が義務付けられる対象工事の拡大(個人住宅を除くほとんどの工事が対象となる)

上記2の工事に専任で配置される監理技術者は、あらかじめ監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習を受講していなければならない。従前は、民間工事では義務付けられていなかったが、改正規定施行後は、発注者に関する限定は無くなる。

(1) 監理技術者資格者証の機能

監理技術者資格者証は、配置されている監理技術者について、本人が専任配置されているか、必要な資格を取得しているか（資格要件を満たしているか）元請である所属建設業者と直接的、かつ恒常的な雇用関係であるかを、工事の発注者が確認するためのものである。

(2) 監理技術者資格者証の交付申請先

資格者証は、(財)建設業技術者センター（国土交通大臣指定資格者証交付機関）の都道府県支部に申請すると、交付される。 <http://www.cezaidan.or.jp/>

なお、監理技術者になるためには、建設業の業種ごとに定められている国家資格等や実務経験等が必要とされ、特に指定建設業（建築・土木・鋼構造物・電気工事・管工事・造園・舗装の 7 業種）については 1 級施工管理技士等の国家資格者等に限定されるので、事前の確認が不可欠である。

(3) 監理技術者講習の受講と講習修了証の機能

監理技術者講習は、監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから実施されているもので、受講することにより監理技術者講習修了証が交付される。監理技術者は、現場に専任配置されている期間中は講習修了日から 5 年を経過してはならないとされているので、発注者は、講習修了証により受講の有効期間が守られているか確認することができる。

(4) 監理技術者講習の実施機関

監理技術者講習は、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関（複数）が行っていて、大臣認定による監理技術者を除き、いずれの講習を受講しても差し支えない。
登録講習実施機関一覧

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/tourokukosyu.html>